

新たに会社を設立する創業者の皆様へ

はままつ起業家カフェ運営協議会

令和6年度 会社設立支援補助制度のご案内

はままつ起業家カフェでは、創業者の意欲を高め、地域経済の活性化を 図るために、新たに会社(本社の登記住所地が浜松市内)を設立(登 記)した人に対し、会社の設立に要した費用の一部を補助します。

1.補助対象者

次のいずれかの要件を満たす人

- (1)令和6年4月1日~令和7年3月15日までの間に、中小企業者(※1)として初めて会社(※2)を設立した人であって、設立の時点で事業を営んでいない個人又は開業後5年未満の個人であった人
- (2)会社の本店登記が市内であること
- (3)会社の設立日までに、浜松市の特定創業支援等事業による支援を受けた人
- (4)特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明の交付を受けた人
- (5) 市税の滞納が無いこと

※1会社 会社法に定める株式会社又は合同会社

※2中小企業者 中小企業基本法第2条で規定する中小企業者であり、①のどちらか一方の基準を満たしている企業であることと、②~③のいずれにも該当しないことが条件です。

① 中小企業者の資本金基準又は従業員基準(資本金か従業員のうちどちらかの基準を満たすこと)

(常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。)

(用の区が) るに未見には、手木工、四八の区具、間ののに未見と目のよこの8/		
	資本金基準	従業員基準
業種(主たる事業として営む事業)	(資本の額又は出資の総	(常時使用する従業員
	額)	数)
製造業、建設業、運輸業、その他の業種(以下以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除 く。)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

- ② 同一の大企業が発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を所有している
- ③ 複数の大企業が発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を所有している
- なお、大企業は①に定める中小企業者以外の者で、事業を営む者をいいます。

2.補助対象経費

会社設立に必要な費用のうち、次に掲げる費用。

- (1) 定款認証時の認証手数料及び電子定款保存料
- (2) 会社設立登記の登録免許税(登録免許税の軽減措置適用後の金額)
- (3) 会社設立手続きを業専門家に代行を委任した場合の報酬(司法書士・行政書士等)
- ※税(登録免許税を除く)、振込手数料、印鑑証明書や謄本(定款・登記簿)の証明発行手数料等は対象外。

3. 補助金額

補助対象経費の 1/2 以内 限度額 10 万円

※予算の範囲内において、受付順で審査し補助金を交付します。予算が無くなり次第受付を終了します。

【はままつ起業家カフェとは】 浜松市、(公財) 浜松地域イノベーション推進機構、浜松商工会議所の3支援機関の協同により、 浜松商工会議所に設置するはままつスタートアップの創業支援総合窓口です。

4. 申請の流れ

(1)【浜松市の特定創業支援等事業による支援】

浜松市内の創業支援機関から、1月以上にわたって4回以上支援を受けることが必要です。 ※支援及び証明書の交付に時間を要しますので、登記の準備を並行して進めてください。 ※代表者本人が、支援を受けることが必要です。

(2) 【証明書の交付】

証明書を申請し、交付を受けてください。申請窓口: 浜松市産業振興課(はままつ起業家カフェ内) 申請から交付まで10日間程度を要します。会社の設立日までに証明書の交付を受ける必要があります。

(3) 【会社の設立登記】

法務局で設立登記してください。

※登記の際、証明書を提出することで、登録免許税の軽減措置が受けられます。

(4) 【補助金交付申請書の提出】

補助金の交付に必要な申請書類を、はままつ起業家カフェに提出してください。 申請書は、はままつ起業家カフェで配布しています。ホームページからもダウンロードできます。 締切: 令和7年3月31日(令和6年4月1日から令和7年3月14日までに登記した人が対象です。) ※受付順で審査して補助金を交付します。予算が無くなり次第受付を終了します。 申請前に事務局までご確認ください。

く提出書類>

- 口補助金交付申請書 1部
 - ・申請者(補助対象者)は、会社の代表者であることが必要です。
- □登記事項証明書(履歴事項全部証明書) 1部
- ・法人設立後に証明書の発行を受け、提出してください。窓口…法務局
- 口補助対象経費の支払いを証明する書類 各1部

領収書(コピー)、定款認証時の公証人の計算書(兼領収書)のコピー

- ・領収書等支払いが証明できる書類のコピーを提出してください。
- ・必ず対象経費の明細が分かる書類のコピーを添付してください。書面で確認できない場合には、補助対象となりません。

口市税の納税証明書 1部

・代表者個人の市税の納税証明書(令和5年度分)※6月以降は、令和5年度分と令和6年度分を提出してください。 窓口…市役所、区役所、行政センター、支所、協働センター、市民サービスセンター等

口特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明 1部

・代表者本人が、設立の日までに支援を受けていることが必要です。 窓口…浜松市産業振興課 創業支援担当(はままつ起業家カフェ)

□法人設立(変更)等届出書のコピー 1部

・法人設立後に浜松市へ提出した届出書(受付印押印済みのもの)のコピーを提出して下さい。 窓口…浜松市財務部市民税課 法人担当(浜松市元目分庁舎(中央区元目町 120-1))

口個人事業の開業・廃業等届出書(控)のコピー(既に開業済みの個人のみ) 1部

・個人開業時に、税務署に提出した届出書の控え(受付印押印済みのもの)のコピーを提出してください。

(5)【交付決定】→【請求】→【補助金支払】

受付後に審査を行い、交付が決定された人には、会社設立支援補助金交付決定通知書と補助金請求書の 用紙を送付します。

その後、交付決定通知書に基づき補助金請求書を提出してください。

請求書を受領後、指定された口座に補助金を支払います。

(6)【実績報告】

補助金の交付を受けた人は事業の状況について、照会・報告をお願いする場合があります。

【事務局】

はままつ起業家カフェ

〒432-8036 浜松市中央区東伊場二丁目7番1号 浜松商工会議所会館 1 階電話 053-525-9745 FAX 053-525-9746

E-mail: sogyo@hama-cafe.jp HP: https://www.hamamatsu-startup.com